

議案第 6 3 号

市川市奨学資金条例の一部改正について

市川市奨学資金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市奨学資金条例の一部を改正する条例

市川市奨学資金条例(昭和 4 4 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(奨学資金の額)

第 4 条 奨学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国立又は公立の高等学校又は高等専門学校に在学する場合 月額
9,000円
- (2) 私立の高等学校又は高等専門学校に在学する場合 月額 15,000円

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

高等学校又は高等専門学校に在学する生徒に対する奨学資金の充実を図るため、その額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。